

# 困ったなあ

佐々木知子  
法律相談

に答えます

急逝した母の遺産相続。  
どうしたものかと困っています。

急に亡くなつた母の遺産のこと  
とでご相談します。

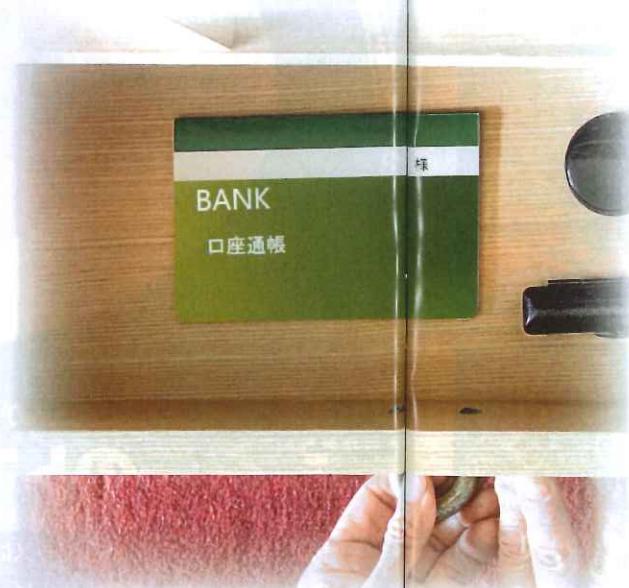
私は20代で一度結婚しました  
がすぐに離婚し、以後両親とともに  
居して30年近くになります。妹  
が1人いますが、私は全く違う  
社交的な性格で、留学先のイ  
ギリスで知り合つた貴族の男性  
と大恋愛の末結婚し、子供も2  
人でき、金融の仕事も順調だ  
し、帰国することもほとんどあ  
りません。

父は数年前から認知症になり、  
母と私が分からなくなつたりし  
ますが、徘徊するわけでもなく  
家で倒見っていました。母は  
80歳を超えても至つて元気だ  
ったのですが、少し前の寒い夜、  
いません。

まずはお母さまのご逝去をお  
悔やみ申し上げます。覚悟し  
ていなかつただけにつらいでし  
ょうし、認知症のお父さまを今  
後一人で見ていかれるのは心身  
共に大変だと思います。その点、  
妹さんがわきまえた方で救われ  
ますね。

ところで、おっしゃる通り、  
お父さまが亡くなつたのであれ  
ば、その遺産の分割も口座解約  
も何の問題もなくできたのです  
が、今の状況ではお父さまに成  
ります。成年後見を付ける手  
続き自体面倒だし、おそらく裁  
判所は第三者の成年後見人を付  
けるだろうから、報酬が発生し、  
それはお父さまが亡くなるまで  
続くし、介護をしてくれるわけ  
でもないので、労多くして益少  
ないし、正直お勧めしません。

最近相続法がいくつか変わ  
って、遺産分割以前でも相続人は  
預金額の3分の1について、法  
定相続分を単独で引き出せる  
ようになりました（民法909条  
の2）。葬式その他お金が差  
ますね。遺産分割に時効はないし、



急に体調不良を訴え、病院に搬  
送された後、亡くなつてしま  
ました。肺炎でした。死に目に  
会えたのは私だけ、父は母の  
死が分からぬし、葬儀で帰國  
した妹のことも分かりません。

順番として父が先だと思い  
込んでいたので、母の遺産のこ  
となど考えたこともあります  
でした。妹と一緒に遺品の整  
理をしていたら、なんと母名  
義の通帳が4冊もあり、総額  
いろ手続きが大変なので、下ろ  
せないですね？ 妹が自分は  
何もしていないので、相続放棄  
をしていいよと言つてくれて  
いて、それはありがたいのです  
が。さて、どうしたものかと。

し当たつて必要だつたりします  
からね。本来の500万円の3  
分の1、つまり167万円程度  
です（1行につき最大150万  
円）。妹さんも同様にその額は  
引き出せますが、放棄とおっし  
やつているのですよね。家裁申  
てもよいとは思いますが（相続  
放棄は3カ月以内。915条）、  
いずれにしてもその余りの預金  
は引き出せません。

預金解約は、いずれお父  
さまが亡くなり、お父さまの  
1000万円相続分を妹が  
相続するとなつてからになります  
ね。遺産分割に時効はないし、



佐々木知子  
弁護士  
帝京大学法学部教授